

令和2年度第5回
東京都私立学校審議会（第799回）

令和2年10月19日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 2 時 57 分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから令和 2 年度第 5 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日は、委員 20 名全員が出席されておりますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま、事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開しておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず今回、新たな諮問について事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 2 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 2 年 10 月 19 日付、東京都知事名。

記、1、大宮幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、杉並区、ほか 1 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 2 件でございます。

各案件につきましては、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日、議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号及び議案第 2 号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、サフラン幼稚園の設置認可でございます。

本案件につきましては部会調査をお願いしておりましたので、第 2 部会の町山委員から調査

結果につきまして説明願います。

○町山委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、サフラン幼稚園の設置計画承認についてでございます。

令和2年10月2日に遠藤委員、私学部及び西東京市の担当職員と私で第2部会の部会調査を実施しましたのでご報告いたします。

部会調査の際、学校法人マリヤ・J記念学園設立代表者から幼稚園新設の趣意、学校の教育方針などについてお話をお聞きしました。

サフラン幼稚園の前身であるサフラン愛児園は、幼児の教育を行う施設として1968年より50年以上にわたって運営されてきました。

今回、社会情勢の変化に伴う保護者からの要望を踏まえ、学校教育法に基づく幼稚園として設置認可申請をしてきたものです。

幼稚園設置に当たっては、障害のある子や外国語を母語とする子を広く受け入れている現在のよさを残しつつ、教育環境のさらなる充実を図っていきたいという姿勢が伺えました。

また、園舎、運動場等の施設、設備についても、設置基準を充足している計画であることを確認してきました。

調査結果については、以上のとおりでございますが、その際、4点ほどの要望をしてまいりました。

1つ目は、幼稚園設置に係る諸基準は計画承認後も引き続き遵守の上、計画どおりに遂行していくよう改めてお願いしたいこと。

2つ目は、園舎建設に当たっては竣工の遅れにより、園児募集に支障をきたすことのないよう、進行管理について十分に留意していただきたいこと。

3つ目は、幼稚園として学校教育法、幼稚園教育要領及び幼稚園設置基準等諸規定を遵守した教育をできるよう、開園に向けて十分に準備していただきたいこと。

4つ目は、開園に向けた準備を進めるに当たっては、園児の募集に関する事項をはじめ、周辺の幼稚園とも十分調整を図るなど適切に行っていただきたいこと。

以上ですが、申請内容については認可基準を満たしていることから、設置計画承認を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

その他、申請内容の詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは事務局より、議案第1号についてご説明申し上げます。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「この幼稚園は学校教育法第22条及び第23条に従って義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、キリスト教信仰、愛と正義を基として幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を整えて、その心身の発達を助長することを目的とする」でございます。

学校の名称は、サフラン幼稚園でございます。

位置は、要項3に記載のとおりでございます。

開設の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項5に記載のとおりでございます。

設置者は、学校法人マリヤ・J記念学園、設立代表者は能城基実氏、

園長は同じく、能城基実氏でございます。

定員は70名で、保育年限は1、2、3年でございます。

学級数は、3歳児、4歳児、5歳児の3学級でございます。

保育内容は、要項9に記載のとおりでございます。

教職員組織は、要項10に記載のとおりで、設置基準を充足しております。

園地総面積、園舎総面積は、要項11、12のとおりで、既存建物と今回建設いたします建物とで設置基準を充足いたします。

また、園具教具、予算概要、付近の状況につきましては、それぞれ要項13、14、15、16に記載のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○加茂川委員 今の説明だけでは分からなかったもので、追加の説明をお願いしたいのですが、この幼稚園は令和4年4月1日の開設予定ですよね。

そして、その時点で学校法人マリヤ・J記念学園が設立認可される予定になっていることが備考欄にあります。

そうすると、2年前にこの幼稚園を設立認可する必要性が何か特にあるのかと思うのです。既設校があるのかどうか。

それから、設置者名がこの議案では個人名になっています。一応、予定されている学校法人

の設立代表者になっていますが、個人名になっています。

そうすると今後、学校法人が設立された後に設置者変更、個人から学校法人に変更する手続が必要になると思うのですが、そういう手順を今後予定されているのでしょうか。または、そういう手続は必要ないのでしょうか。

説明があればより分かったと思うのですが、お願いします。

○私学行政課長 こちら今現在、認可の幼稚園ではない無認可の教育施設として幼児教育施設を運営しております。

今回、こちらを新たに学校法人をつくるのと幼稚園をつくるのと2本の認可を令和4年に向けてしていく方向で計画しております。

今回については、まず幼稚園部分の設置の計画承認ということで、おっしゃるとおり設置者については個人名が入っているのですけれども、実際は令和4年に向けて学校法人をこの設立代表者の方が申請されて、学校法人を設立するという形になります。

ですので、令和4年時点では学校法人マリヤ・J記念学園が認可をされれば設立されるということになっております。

すみません。要項の記載が分かりづらかったと思います。

失礼いたします。

○近藤会長 よろしいですか。

○加茂川委員 通常であれば、学校法人認可と幼稚園の認可が同時に進みますよね。

幼稚園の認可を個人名として先行させる必要があるのですね。

○私学行政課長 今回は園舎の建築を伴うものですから、まずこちらで設置計画を承認した後、園舎の建築期間が入りまして、その後もう一回本申請がありまして、その際に学校法人認可のほうも同時に申請が行われるということを予定しております。

○加茂川委員 分かりました。

○近藤会長 よろしいですか。

○私学行政課長 先生、補足はよろしいですか。

○町山委員 今、物的な面で要件を満たしていないので、建築をして幼稚園設置基準を充足するという運びで、あと2年の期間が必要であるのご理解いただければ。

○近藤会長 分かりました。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その計画承認を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について審議することといたします。

議案第2号は幼稚園の収容定員に関わる園則変更認可でございます。

事務局より、説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、大宮幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、ご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため収容定員を変更するものでございます。

設置者は、宗教法人大宮八幡宮、園長は鎌田紀彦氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は現在の9学級255名を、9学級315名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおりいずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○吉田委員 単純に伺いたいのですけれども、1学年20人ずつ60名増えるわけですけれども、施設設備はともかくとしても先生の数も全く増えない。ある意味、こうやってぱっと見ると教育条件がただ悪くなっているだけで、もっと極端な言い方をしたら60人分の収入だけが増えて後は何も変わらない。やはり増やすからには手厚い教育に持っていか、地域のニーズはあくまでも枠だけの問題であって、教育内容ではないのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいのですけれども。

○議案担当者 お答えいたします。

現地調査を行った10月の時点では、既に幼稚園の中にいる園児の数が（実員を説明）、既に変更前の255名を超過しているものでございます。そのため、今の人数に見合った315名に変更するものでございます。

また、教員の配置についてですけれども、既に教員の数は専任の教員が計16名、3歳児が8名、4歳児が4名、5歳児が4名いるという状況です。

平成30年度の時点で、こちらは所轄庁が杉並区になるのですけれども、誤って園則変更の届出を幼稚園から杉並区に対し行った際に、杉並区のほうで手続を誤って受理してしまったという経緯がございましたので、今回の諮問に至ったということになります。

○私学行政課長 失礼いたします。補足をさせていただきます。

もともと園のほうの間違って、本来であれば園則変更の認可申請をしなければいけないところ、手続が届出で済むと思っていて、認可庁の杉並区のほうに届出の形の手続をしてしまった。区のほうもその認識を誤っていて、その届出の形で園則変更を受けてしまって、それで園則が変更されて区と園の間の認識で変更されているという認識でいたと。

このたび、東京都のほうで、定員をオーバーしているということに気づきまして、それで区のほうに事情を聞いたところこうしたことが発覚したということで、こちらについて正式な手続を取っていただいたところでございます。

教員数については、園の認識としては園則変更したつもりでいたので、既に増員していたということになります。

○吉田委員 それは、つまりは杉並区に出したときに、園則変更したときに既に先生とか設備も増やしているのですか。

○私学行政課長 そういうことでございます。

○吉田委員 例えばロッカーの数とかそういうことも、全部多い人数に合わせていると。85ではなくて杉並区に出したのは何人で出しているの。

○私学行政課長 それが、今回の105、105、105の315名でございます。

○吉田委員 それより以前というのは教員数も何も全部少なかったのが増やしているわけ。ですから、資料に、変更前、変更後というのが全くないから誤解してしまうわけですよ。

本来だったら、この変更後が今の左に書いてある変更前の人数で、変更前が2年前のことだったけれども、当時は何人で何平米だったのですというふうにやってくれば分かると思うのだけれども、これだとただ単に今のご説明だと定員過剰しているからそれに合わせて定員変更しているのですと、それを東京都が認めているのですというふうにしか受け取れないので、それでちょっとお尋ねしたという形です。

○私学行政課長 失礼いたしました。

要項の記載が分かりにくかったということで、今後こうした事案については改善させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○近藤会長 ほかにございますか。

説明しないと、やはり分からないから。説明すればいいことなので、その辺はしたほうがいいと思うのね。

○私学行政課長 こちらからのももとのご説明が不足しておりました。

○近藤会長 それと申し訳ないけれども、私が言っているのかどうか分からないけれども、杉並区が届出をされたときに、それを受け取ってしまったわけね。

○私学行政課長 はい。そういうことでございます。

○近藤会長 ということは、それは行政マンとしては基本的に大きな間違いだよな。

○私学行政課長 はい。

○近藤会長 だってそういうのが何件もあったら、何の許可も得ないでやっているということになるでしょう。

審議会の在り方について検討せよと、なくてもいいのではないかとと言われてしまうから、その辺はやはりちゃんとしておいたほうがいいよね。今後につなげていったほうがいいのではないですか。

○私学行政課長 はい。

○近藤会長 ということだと思います。

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、議案第2号につきましてはその認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第3号は、専修学校の設置認可に関わる計画承認でございます。

議案第3号は、第1部会の所管でございますので、第1部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に審議会日程についてでございます。次回、11月の開催日は17日火曜日を予定しております。会場は開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これをもちまして本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後 3 時17分閉会